

令和3年第4回鹿沼市議会定例会議案説明書

◎ 議案第79号 専決処分事項の承認について

(令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第5号))

歳入については、国県支出金の増額を計上し、歳出については、いちごっこ未来応援特別給付金事業費、保健衛生事務費、商業振興推進事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を115,932,000円の増とし、予算総額を43,207,852,000円とするものである。

(参照条文) 地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意(中略)については、この限りでない。

第2項 省略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

第4項 省略

◎ 議案第80号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号)について

歳入については、市税、地方交付税、国県支出金等の増減額を計上し、歳出については、一般管理関係職員給与費、公共施設整備基金積立金、障害者自立支援事業費、農業農村整備事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を1,044,508,000円の増とし、予算総額を44,252,360,000円とするものである。

なお、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正については、それぞれ第2

表、第3表及び第4表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号 省略

(2) 予算を定めること。

第3号から第15号まで及び第2項 省略

- ◎ 議案第81号 令和3年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第2号）について

資本的収入及び支出において、収入総額及び支出総額をそれぞれ30,000,000円増額補正するものである。

なお、地方債の補正については、第1表のとおりである。

(参照条文) 議案第80号と同じ。

- ◎ 議案第82号 辺地に係る総合整備計画の変更について

西大芦辺地、上久我辺地及び上・中粕尾辺地に係るそれぞれの総合整備計画について、辺地における計画事業の変更を行うためのものである。

(参照条文) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

第2項から第7項まで 省略

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

◎ 議案第 8 3 号 指定管理者の指定について

やまびこ荘の指定管理者として、社会福祉法人希望の家を指定するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第 2 4 4 条の 2 第 1 項及び第 2 項 省略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下（中略）「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

第 4 項 省略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第 7 項から第 1 1 項まで 省略

◎ 議案第 8 4 号 指定管理者の指定について

千寿荘の指定管理者として、社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会を指定するためのものである。

(参照条文) 議案第 8 3 号と同じ。

◎ 議案第 8 5 号 指定管理者の指定について

観光いちご園を除く花木センター及び林産物需要拡大施設の指定管理者として、公益財団法人鹿沼市花木センター公社を指定するためのものである。

(参照条文) 議案第 8 3 号と同じ。

◎ 議案第 86 号 指定管理者の指定について

花木センターのうち観光いちご園の指定管理者として、有限会社農業生産法人かぬまを指定するためのものである。

(参照条文) 議案第 83 号と同じ。

◎ 議案第 87 号 指定管理者の指定について

市民文化センターの指定管理者として、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団を指定するためのものである。

(参照条文) 議案第 83 号と同じ。

◎ 議案第 88 号 鹿沼市営駐車場条例の一部改正について

北犬飼コミュニティセンターの移転に伴い、市営駐車場の名称を変更するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

第 2 号から第 15 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 89 号 鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員の期末手当の額を引き下げるためのものである。

(参照条文) 議案第 88 号と同じ。

- ◎ 議案第 90 号 鹿沼市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当の額を引き下げるためのものである。

(参照条文) 議案第 88 号と同じ。

- ◎ 議案第 91 号 鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の期末手当の額を引き下げるためのものである。

(参照条文) 議案第 88 号と同じ。

- ◎ 議案第 92 号 鹿沼市手数料条例の一部改正について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅の認定手続の合理化による手数料の額の見直し、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築物の容積率の特例に係る許可申請手数料の新設等を行うためのものである。

(参照条文) 議案第 88 号と同じ。

- ◎ 議案第 9 3 号 鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について

助成対象者として、新たに精神障がい者を加えるためのものである。

(参照条文) 議案第 8 8 号と同じ。

- ◎ 議案第 9 4 号 鹿沼市国民健康保険条例の一部改正について

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を引き上げるためのものである。

(参照条文) 議案第 8 8 号と同じ。

- ◎ 議案第 9 5 号 鹿沼市花木センター条例の一部改正について

こどもの遊び場の利用料金を定めるためのものである。

(参照条文) 議案第 8 8 号と同じ。

- ◎ 議案第 9 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員柏木敬子氏が令和 4 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 人権擁護委員法

第 6 条 第 1 項及び第 2 項 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に

携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

第4項から第8項まで 省略

◎ 議案第97号 鹿沼市公平委員会委員の選任について

本市公平委員会委員木村剛考氏が令和4年1月9日をもって任期満了となるので、新たに設楽光江氏を選任するためのものである。

(参照条文) 地方公務員法

第9条の2 第1項 省略

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

第3項から第12項まで 省略